

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

滝川市立病院薬剤部

《目的》

形式的な疑義照会をなくすことで、保険薬局での患者待ち時間の短縮、処方医および薬局薬剤師の負担軽減を図る。

《概略》

薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務である。患者個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案は重要であるが、一方で、形式的な疑義照会も多く、患者・処方医師・薬局薬剤師それぞれに負担をかけている。

そこで当院では、平成22年4月30日付厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコールに基づく薬物治療管理の一環として、医学・薬学上重要度の低い典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコール」の運用を開始する。

《運用方法》

- ① 院外処方箋に関わる個別の処方医への疑義照会不要例を定めたプロトコールを作成する。
- ② 滝川市立病院と保険薬局において「疑義照会簡素化における合意書」を取り交わし、3. 疑義照会不要例に掲げるものについて包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして扱う。
- ③ 薬局薬剤師は、プロトコールに基づいて変更した内容について、事後に「処方修正報告書」に記載し、滝川市立病院にFAXで連絡する。ただし、一般名処方に基づいて実際に調剤した銘柄名の情報提供および後発医薬品の変更調剤の連絡は、FAXではなく従来通りお薬手帳を用いる。
- ④ 「処方修正報告書」に基づいて、薬剤部で処方オーダーを修正し、診察記事に処方修正記録を入力する。
- ⑤ 「処方修正報告書」は、電子カルテにスキャン取り込みをする。
- ⑥ 当院の医師は、本プロトコールから除外すべき処方には、処方せんに「疑義照会等簡略化不可」のコメントを記載する。このとき、応需薬局は本プロトコールを適用できない。

1. 問い合わせ窓口

処方内容（診療、調剤に関する疑義・質疑など）、プロトコールに関すること

受付時間：平日午前8時半から午後5時

TEL：0125-22-5377 薬剤部薬剤課調剤室

2. 処方変更・調剤後の連絡

## 別紙

本プロトコールに基づき処方変更を行い調剤した場合は、変更内容を処方修正報告書に記載し FAX にて薬剤部へ連絡してください (0125-22-5358)。電子カルテの処方を修正し、次回からの処方に反映させます。

残薬調整の場合は処方修正報告書の送信に加え、トレーシングレポートでの情報提供が必要となります (3. ①項参照)。

### 3. 疑義照会不要例 (ただし、抗がん剤、麻薬に関するものは除く)

① 薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整 (短縮) して調剤すること (外用剤の処方量の変更も含む)。あるいは当該薬剤の処方を削除すること。

例: クロピドグレル錠 75mg 30 日分 → 27 日分 (3 日分残薬があるため)

ケトコナゾールクリーム (10g/本) 3 本 → 2 本 (1 本残薬があるため)

※ 残薬調整を行った場合は、変更内容の連絡とは別に、残薬が生じた理由と今後残薬が生じないようにするための関わりについて、可能な範囲でトレーシングレポートによりご報告をお願いします。

※ 残薬調整により処方を削除した場合は、次回来局時に当該薬剤の残薬を確認し、処方漏れにならないよう必ず確認をお願いします。

※ 処方箋における「残薬を確認した場合の対応」において、「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は、処方医に疑義照会した上で変更してください。

② 今回の処方日数では次回受診日まで足りないため、処方日数を延長すること。

※ 次回受診日を予約表などで確認できた場合のみ

※ 自己注射製剤、注射針の処方数も含む。外用剤は内科領域の貼付剤 (硝酸イソソルビドテープ、ツロブテロールテープ、ビソノテープなど) のみ可、その他は疑義照会にて確認すること

※ 念のため余分に数日ほしいというケースは疑義照会にて確認すること

※ 小児科 (小児神経外来含む) は除外とする

③ 処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること (コメントに「一包化不可」とある場合は除く)。

※ 患者希望あるいはアドヒアランス不良が、一包化により改善されると判断できる場合に限る。

※ 一包化しても製剤上の品質に問題ない薬剤のみ

※ 患者希望ではない場合、必ず患者さんに服用方法ならびに患者負担額について説明後、同意を得て調剤してください。

④ 一包化指示があるが処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化せずに調剤すること

## 別紙

- ※ 一包化することで患者アドヒアランスに支障をきたすと判断される場合のみ
- ※ 患者が一包化しないことを希望された場合であっても、患者アドヒアランスに支障をきたすと判断された場合は、一包化により調剤すること。
- ※ 一包化せずに調剤した場合、その後のアドヒアランスに支障がないか、残薬が生じていないか確認してください。

⑤ 添付文書に規定された用法が週 1 回服用あるいは月 1 回、4 週に 1 回服用の薬剤（DPP-4 阻害薬の週 1 回製剤、ビスホスホネート製剤の週 1 回、月 1 回製剤等）が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）。

例：（他の処方薬が 28 日分処方するとき）

ザファテック錠 100mg（週 1 回製剤）1 錠 分 1 朝食後 28 日分 → 4 日分

ベネット錠 17.5mg（週 1 回製剤）1 錠 分 1 起床時 28 日分 → 4 日分

⑥ 医師了解のもとで処方されている漢方薬、EPA 製剤、EPA・DHA 製剤の「食後」投与

## 4. 処方変更報告書の流れ

### ① 応需薬局

プロトコールを適用

→ 処方変更報告書を作成

→ 滝川市立病院薬剤部へ FAX（0125-22-5358）

### ② 滝川市立病院薬剤部

届いた処方変更報告書を元に処方オーダーを修正し、診察記事に処方修正記録を入力

→ 処方変更報告書のコピーをスキャンセンターへ回し、原本は薬剤部にて保管する。

## 5. その他

※ 処方修正報告書等の情報は、滝川市立病院薬剤課のホームページにある「調剤薬局様へ」（<https://med.takikawa.hokkaido.jp/shinryouka/yakuzaibu/yakuzaika/tyozai.html>）をご覧ください。

※ 処方変更された場合は、「お薬手帳」や「お薬説明書」での情報提供を徹底してください。